



2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 太 陽 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 齋 藤 齊
(コード:4626 東京証券取引所 プライム市場)
問合せ先 上 席 専 務 執 行 役 員 C F O 富 岡 さ や か
(TEL 03-5953-5200 (代表))

会 社 名 K J 0 0 5 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 スコット・カーナス

KJ005 株式会社による太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する 公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ

KJ005 株式会社は、本日、別添の「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、KJ005 株式会社（公開買付者）が太陽ホールディングス株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 10 月 9 日付「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

2026 年 10 月 9 日

各 位

会 社 名 KJ005 株式会社
代表者名 代表取締役 スコット・カーナス

**太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する
公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

KJ005 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026 年 3 月 31 日付「太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626）株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2026 年 3 月 31 日プレスリリース」といいます。）において、公開買付者による太陽ホールディングス株式会社（証券コード：4626、株式会社東京証券取引所のプライム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、(i)国内外（日本、中国、台湾、ドイツ、韓国、スペイン、イスラエル、チュニジア及びベトナム）の競争法及び(ii) 国内外（日本及び米国）の投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了すること等の条件が充足された場合又は公開買付者により放棄された場合に、速やかに本公開買付けを開始することを予定している旨、並びに 2026 年 10 月上旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しておりました。

公開買付者は、本公開買付けの実施に向けて、国内外の競争法及び投資規制法令に基づく必要な手続及び対応を進めており（注）、本日現在、日本、台湾、ドイツ、チュニジア及びベトナムにおける競争法に基づく必要な手続及び対応並びに米国における投資規制法令に基づく必要な手続及び対応は完了しておりますが、中国における競争法に基づく必要な手続及び対応並びに日本における投資規制法令に基づく必要な手続及び対応が完了しておりません。

（注）2026 年 3 月 31 日付プレスリリースにおいて、スペイン、イスラエル及び韓国における競争法に基づく事前手続が必要になると考えている旨記載しておりましたが、2026 年 3 月 31 日付プレスリリースの公表以降、現地法律事務所との更なる協議を踏まえ、スペイン及びイスラエルにおける競争法上の手続は必要とならないこと、また、韓国においては競争法に基づく事前手続ではなく事後手続が必要となることを確認したため、これらの国における競争法に基づく事前手続は行っておりません。

公開買付者としたしましては、これらの手続及び対応が完了し、又は完了することが合理的に見込まれ、本公開買付け開始のための条件が整い次第、本公開買付けを開始することを予定しております。公開買付者は、現時点において、これらの手続及び対応を、いずれも 2026 年 11 月中を目処に完了し、2026 年 11 月下旬頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しております。

本公開買付け開始のための条件が整い、本公開買付けを開始する場合又は上記の本公開買付けの開始時期の見込みに大幅な変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付け実施に向けた進捗状況をお知らせするための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの発表から、本公開買付期間中にも、本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は適用ある法令の手続に従い本公開買付けの発表から、本公開買付期間中にも、自己の株式を買い取ることがあります。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、適用ある法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。